職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三節　職業訓練指導員等（第三十六条の五―第四十八条の三）」を「第四節　キャリアコンサルタント（第四十八条の四―第四十八条の三十一）」に、「第六十条」を「第五十九条」に、「技能検定（第六十一条―第七十一条）」を「職業能力検定（第六十条―第七十一条の四）」に改める。

第一章に次の一節を加える。

第四節　キャリアコンサルタント

（受験資格）

第四十八条の四　法第三十条の四第三項第一号の厚生労働省令で定める講習は、次に掲げる基準に適合するものであることについて、厚生労働大臣の認定を受けた講習とする。

一　別表第十一の三の二の上欄に掲げる科目及び同表の中欄に掲げる範囲に応じ、その時間数が同表の下欄に掲げる時間数以上であること。

二　講習を実施する者の職員、講習の実施の方法その他の事項についての講習の実施に関する計画が講習の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

三　講習を実施する者が前号の講習の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有すること。

2　法第三十条の四第三項第二号の厚生労働省令で定める実務の経験を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一　労働者の職業の選択に関する相談に関し三年以上の実務の経験を有する者

二　労働者の職業生活設計に関する相談に関し三年以上の実務の経験を有する者

三　労働者の職業能力の開発及び向上に関する相談に関し三年以上の実務の経験を有する者

3　法第三十条の四第三項第三号の厚生労働省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一　キャリアコンサルティングに関し、一級又は二級の技能検定において学科試験又は実技試験に合格した者

二　前項各号及び前号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働大臣が定める者

（試験の免除）

第四十八条の五　法第三十条の四第四項の厚生労働省令で定める資格を有する者は、次の各号に掲げる者とし、その者に対して、同条第二項の学科試験及び実技試験のうち、それぞれ、当該各号に定める試験を免除する。

一　キャリアコンサルティングに関し、一級又は二級の技能検定において学科試験に合格した者　学科試験

二　キャリアコンサルティングに関し、一級又は二級の技能検定において実技試験に合格した者　実技試験

（登録の申請）

第四十八条の六　法第三十条の五第二項の規定により登録の申請を行う者は、登録試験機関登録申請書（様式第十二号の二）に次に掲げる書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　定款又は寄附行為及び登記事項証明書

二　申請の日の属する事業年度の直前の事業年度における財産目録及び貸借対照表（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録）

三　申請の日の属する事業年度における事業計画書及び収支予算書

四　会計の監査の結果を記載した書類

五　申請に関する意思の決定を証する書類

六　役員の氏名及び略歴を記載した書類

七　資格試験業務（法第三十条の五第一項に規定する資格試験業務をいう。以下同じ。）以外の業務を行おうとするときは、その業務の種類及び概要を記載した書類

八　資格試験業務の実施に関する計画を記載した書類

九　登録を受けようとする者が法第三十条の六各号のいずれにも該当しない法人であることを誓約する書面

十　法第三十条の七第一項第一号に掲げる科目について、同項第二号に規定する試験委員（以下「試験委員」という。）により問題の作成及び採点が行われるものであることを証する書類

十一　試験委員の経歴を記載した書類

十二　資格試験業務の管理に関する文書として、次に掲げるもの

イ　試験の実施に関する計画の策定方法に関する文書

ロ　問題の作成の方法及び試験の合格の基準に関する事項を記載した文書

ハ　試験委員の選任及び解任の方法に関する文書

ニ　資格試験業務に関する公正の確保に関する事項を記載した文書

十三　法第三十条の七第一項第三号イに規定する専任の部門が置かれていることを説明した書類

2　前項第八号に掲げる書類は、次に掲げる事項を記載したものでなければならない。

一　第四十八条の十一各号に掲げる事項

二　資格試験業務に関する事業計画及び収支予算に係る事項

三　手数料の額及びその積算の基礎に係る事項

（試験科目）

第四十八条の七　法第三十条の七第一項第一号ニの厚生労働省令で定める科目は、次に掲げる科目とする。

一　キャリアコンサルティングの社会的意義に関する科目

二　キャリアコンサルタントの倫理と行動に関する科目

（信頼性の確保のための措置）

第四十八条の八　法第三十条の七第一項第三号ロの厚生労働省令で定める措置は、次に掲げるものとする。

一　試験に関する不正行為を防止するための措置を講じること。

二　終了した試験の問題及び当該試験の合格基準を公表すること。

三　資格試験業務の実施に関する計画として、次の各号のいずれにも適合する計画を定めていること。

イ　資格試験業務を適正かつ確実に実施するために必要な職員の確保について定められていること。

ロ　資格試験業務を適正かつ確実に実施するために必要な事務所その他の設備の確保について定められていること。

ハ　資格試験業務に係る経理が、他の業務に係る経理と区分して整理されることとされていること。

四　前号の資格試験業務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有し、かつ、次のいずれにも該当すること。

イ　全国的な規模で継続して毎年一回以上法第三十条の四第一項のキャリアコンサルタント試験（以下「キャリアコンサルタント試験」という。）を実施できる資産及び能力を有すること。

ロ　法第三十条の四第二項の実技試験における評価基準の調整その他客観的な評価ができるよう必要な措置を講じること。

ハ　資格試験業務以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて資格試験業務が不公正になるおそれがないよう必要な措置を講じること。

（登録事項の変更の届出）

第四十八条の九　法第三十条の五第一項に規定する登録試験機関（以下「登録試験機関」という。）は、法第三十条の八第一項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　変更しようとする事項

二　変更しようとする年月日

三　変更の理由